

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社の企業理念「経皮吸収技術を始めとする製剤技術をもって画期的新薬を開発し、全世界の人々の健康とQOLの向上に貢献する」に基づき、企業価値を持続的に拡大させ株主を始めとした全てのステークホルダーの要請に適切かつ公平に応える観点から、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題として位置づけております。

迅速かつ正確な情報開示による透明性の確保と、経営環境の変化に対して迅速かつ機動的に対応できる経営体制をコーポレート・ガバナンスの柱と位置づけ、その実効性を継続的に検証していくことに努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンスコードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBSU-MARGIN (CASHPB)	1,053,000	2.22
江平 文茂	810,000	1.71
楽天証券株式会社	725,400	1.53
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	544,000	1.15
株式会社MM	540,300	1.14
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	514,900	1.08
JPモルガン証券株式会社	394,851	0.83
BOFAS INC SEGREGATION ACCOUNT	363,623	0.77
力丸 米雄	308,000	0.65
山下 博	286,600	0.60

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	12月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩谷邦夫	他の会社の出身者											
山崎泰志	公認会計士											
大城紀子	その他											
森川さち子	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d,e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩谷邦夫				岩谷邦夫氏につきましては、長年にわたる製薬業界と会社経営における豊富な経験を当社の経営に活かしていただきたいため過去において社外取締役として選任させて頂いており、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。
山崎泰志				山崎泰志につきましては、公認会計士・税理士としての専門的な知識・経験を当社の監査体制に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いしておりましたが、監査等委員である取締役として引き続き選任をお願いするものであります。
大城紀子				大城紀子氏につきましては、製薬・バイオ業界及び独立コンサルタントとしての経験から当社の監査を担っていただくとともに、経営全般に関して助言・提言いただけることを期待して、あなたに監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。
森川さち子				森川さち子氏につきましては、公認会計士・税理士としての専門的な知識・経験を当社の監査体制に活かしていただきたいため、あなたに監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 [更新](#)

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	0	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 [更新](#)

なし

現在の体制を採用している理由 [更新](#)

監査等委員会が必要とする資料等はすべて経営管理部が管理しており、また監査等委員会が実施する監査監督はすべてシステムを通じて実施することが可能なため、特に監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は指定しておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

当社では、内部監査担当者及び監査等委員会並びに会計監査人がそれぞれが独立した立場で監査を行うことで牽制機能を果たしております。またそれぞれの監査の有効性を高めるため、四半期及び期末決算期においては十分な意見交換を行います。特に、内部監査担当と監査等委員会

は日常的な連携を重視し、適宜互いの監査内容の報告をするなど積極的な連携に努めます。
内部監査担当者及び監査等委員会並びに会計監査人は内部統制担当部門である経営管理部と監査上の課題についても都度情報交換し、経営管理部はそれぞれの監査結果を受け、内部統制の継続的な改善に努めます。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 [更新](#)

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社に対する経営参画意識を高め、企業価値向上へのインセンティブを一層高めることを目的としてあります。2024年3月31日時点で、取締役(監査等委員を含む)への付与残数は71,700個(7,170,000株)となっております。各取締役への支給水準は、当社業績への貢献度、職責等を勘案して決定しております。

ストックオプションの付与対象者 [更新](#)

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

当社に対する経営参画意識を高め、企業価値向上へのインセンティブを一層高めることを目的としてあります。各付与対象者への支給水準は、当社業績への貢献度、職責等を勘案して決定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示しております。
2024年12月期の役員報酬は以下の通りです。

- ・取締役(監査等委員を除く)の年間報酬総額 6名 38,850千円
- ・取締役(監査等委員)の年間報酬総額 4名 4,074千円
- ・監査役の年間報酬総額 3名 1,680千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2024年3月28日開催の第22期定時株主総会における承認をもって監査等委員会設置会社に移行したことにより、取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、2024年3月28日開催の臨時取締役会において改訂の決議を行っております。改定後の方針の内容は次のとおりです。

(a) 基本方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の決定方針は、企業価値の中長期的及び持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬の決定に際しては各職責及び貢献度を踏まえた適正な水準とします。具体的には、基本報酬(金銭報酬)及びストック・オプション報酬(非金銭報酬)により構成いたします。

(b) 報酬の構成

ア) 基本報酬: 月間の固定金銭報酬とし、当社の業績、分掌業務と貢献度、同業他社との比較、及び社員給与との均衡等を考慮して決定します。

イ) ストック・オプション報酬: 取締役会において、基本報酬とは別枠で株主総会において承認を得た範囲内で新株予約権(ストック・オプション)を付与するものとし、その水準については、同業他社等と比較の上、当社の業績や規模に見合った水準を設定する方針とします。

(c) 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等について、金銭による固定報酬については、2024年3月28日開催の第22期定時株主総会で決議された報酬総額の限度内(年額200百万円以内)で決定します(ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない)。取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は7名以内です。

また、ストック・オプション報酬については、2024年3月28日開催の第22期定時株主総会で決議された報酬総額の限度内(年額3百万株以内)で決定します(ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない)。取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は7名以内です。

(d) 取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額は、上記の基本方針、報酬構成、限度額に従って、取締役会より一任された代表取締役社長松村米浩が決定します。代表取締役社長に一任した理由は、当社の業績を俯瞰しつつ、各取締役(監査等委員である取締役を除く)の期待役割と貢献度を総合的に評価した上で、各取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額を決定できると判断したためです。

当社取締役会は、各取締役の報酬の決定プロセスが方針に沿うことから、相当であると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬等について、金銭による固定報酬については、2024年3月28日開催の第22期定時株主総会で決議された報酬総額の限度内(年額30百万円以内)で決定し、各監査等委員である取締役の報酬は監査等委員である取締役の協議で決定いたします。

また、ストック・オプション報酬については、2024年3月28日開催の第22期定時株主総会で決議された報酬総額の限度内(年額200千株以内)で決定し、各監査等委員である取締役のストック・オプション報酬は監査等委員である取締役の協議で決定いたします。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会開催にあたっては、当該決議・報告にかかる資料等を事前に配布するとともに、会議開催前に上程議案の事前説明を行う等、十分な情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

イ) 企業統治の体制の概要

当社は、2024年3月28日開催の第22期定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。取締役の職務執行の監督・監督を行う監査等委員が取締役会の議決権を持つことにより、取締役会の監督機能を強化することでコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的としております。

企業統治の概要は次のとおりです。

ロ) 取締役会について

2025年3月28日開催の当社第23期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)5名の選任に関する議案が承認され、当社の取締役会は常勤の取締役5名、監査等委員(社外取締役)4名で構成されております。取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事等の業務執行を決定、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。毎月1回の定期取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会の具体的な検討内容は、事業計画の策定及び進捗、経営に関する重要な方針の決定、コーポレートガバナンス及びリスク管理を含めた内部統制システムの運用状況等であります。

ハ) 監査等委員会について

当社は監査等委員会設置会社であります。その構成員は、岩谷邦夫(社外取締役)、山崎泰志(社外取締役)、大城紀子(社外取締役)、森川さち子(社外取締役)の4名であり、全員が社外取締役の条件を満たしています。社外取締役のうち3名は、公認会計士、税理士あるいは米国公認会計士の資格を有しております。企業財務及び会計・税務に関する相当程度の知識を有しております。

監査等委員会は3か月に1回開催し、その他、取締役会など会社の重要な会議に出席して、社内の実態を把握するなどして、内部監査担当や会計監査人との連携に努めます。具体的には、監査等委員は取締役の職務執行が法令を遵守しているか否かの観点から、年度監査計画に基づいて監査の実施、取締役会への出席、各取締役(監査等委員である取締役を除く)との定期的な面談を行うなどして、内部統制の有効性を検証します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、経営に関する重要事項や業務執行の決定に対する外部からの独立の立場による監視機能を重要視しております。取締役9名のうち4名を社外取締役とすることで経営に対する監視機能を強化し、経営の透明性の確保及びコーポレートガバナンスの一層の強化が実現できるものと考え、上記体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	開催日の約3週間前に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使を行った株主に対してQUOカード(500円)を配布しております。
その他	招集通知及び決議通知を自社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーに対し、当社の経営方針、事業戦略、財務状況等に関する正確な情報を、公平・迅速・正確に提供することによって、株主価値の向上に資することを基本方針とするディスクロージャーポリシーを作成し、公表する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	原則年1回の開催を計画しています。 2025年5月頃にWEBを用いた個人投資家向け決算説明会を開催予定です。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則年2回の開催を計画しています。 2024年8月22日(木)及び2025年2月28日(金)に機関投資家向け決算説明会を開催済です。 2025年8月及び2026年2月にも同様に開催予定です。	なし
IR資料のホームページ掲載	自社ホームページ内にIR専門サイトを開設し、当社の情報を速やかに発信できる体制を構築しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部に担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程として、企業倫理規範を制定し、ステークホルダーの立場を尊重するための行動指針を定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1)当会社及び子会社からなる企業集団(以下、「当社グループ」という。)の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役及び従業員に期待する行動指針の一つとして企業倫理規範を定めて周知徹底し、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成し、堅持するよう努めています。法令上疑義のある行為等については、従業員が直接情報提供を行う手段としてホットライン制度を導入・運営しています。また、コンプライアンス規程を整備した上で、取締役会直轄でコンプライアンス体制の構築・維持に努めています。内部監査担当も、取締役会と連携の上でコンプライアンスの状況を監査しています。

(2)当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループの取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に関する責任者を経営管理部長と定め、以下に列挙する職務遂行に係わる重要な情報を文書又は電磁記録とともに保存・管理しています。取締役及び監査役は、これらの文書をその要請に基づき速やかに閲覧できるものとしています。

「株主総会議事録、取締役会議事録、計算関係書類、稟議書その他社内申請書、並びにその許可を証した書類、その他取締役会が決定する重要書類」

上記文書の保存期間は、法令による定めのあるものはそれに従い、法令による定めのないものは少なくとも10年間とし、適切な管理の下、閲覧可能な状態を維持することとしています。

(3)当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクの分析及び対策の検討については、取締役会にて行っています。各部門の管掌取締役は管掌部門に関するリスク管理状況を定期的に取締役会へ報告し、子会社を含め全社的に問題点の把握と改善に努めています。また、リスク管理体制の基礎として、各部門で必要に応じて研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うこととしています。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限に留めるよう努めることとしています。

(4)取締役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催し、また必要に応じて適宜臨時に開催して、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役及び子会社の取締役の職務執行状況の監督を行っています。職務執行に関する権限及び責任については、社内規程において明文化し、適時適切に見直しを行っています。また、取締役会(又は代表取締役)は、合理的な経営方針の策定、子会社を含めた全社的な重要事項について検討・決定する会議体等の有効な活用、各部門間の有効な連携の確保のための制度の運用・整備も行っています。

(5)当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社及び関連会社を対象とする関係会社管理規程を整備した上で、当社グループのセグメント別事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、当社の経営管理部がこれらを横断的に推進・管理しています。

(6)監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会より業務補助人員を置くことを求められた場合には、取締役会が直ちに人選し監査等委員会の同意を得た上で、監査等委員会の業務補助員として配置することとしています。監査等委員会の業務補助員は、監査等委員会からの要請に関して取締役及び上長の指揮命令を受けないものとしています。また、

当該従業員の人事異動及び人事評価には監査等委員会の同意を必要とすることとしています。

(7)当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員である取締役は、重要な意思決定の過程や業務執行の状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な決裁書類及び関係資料を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めています。当社グループの取締役又は使用人は、監査等委員会に

対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスの状況、ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備しています。また、監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行うとともに、会計監査人や内部監査担当者とそれぞれ情報の交換を行うなど緊密な連携を図っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、毅然とした対応を徹底することを基本的な考え方として、社内規程として「反社会的勢力排除規程」及び「対応マニュアル」を整備して、取締役及び従業員に徹底を図っております。

新規取引先に対しては取引開始時に、インターネットデータベースサービスの検索や企業信用調査機関による調査レポート等を利用して、反社会的勢力との関係の有無を調査しております。また、経営管理部が中心となって定期的に情報を収集するとともに、反社会的勢力から接触を受けた場合には、警察当局等の外部専門機関と連携して対処することとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

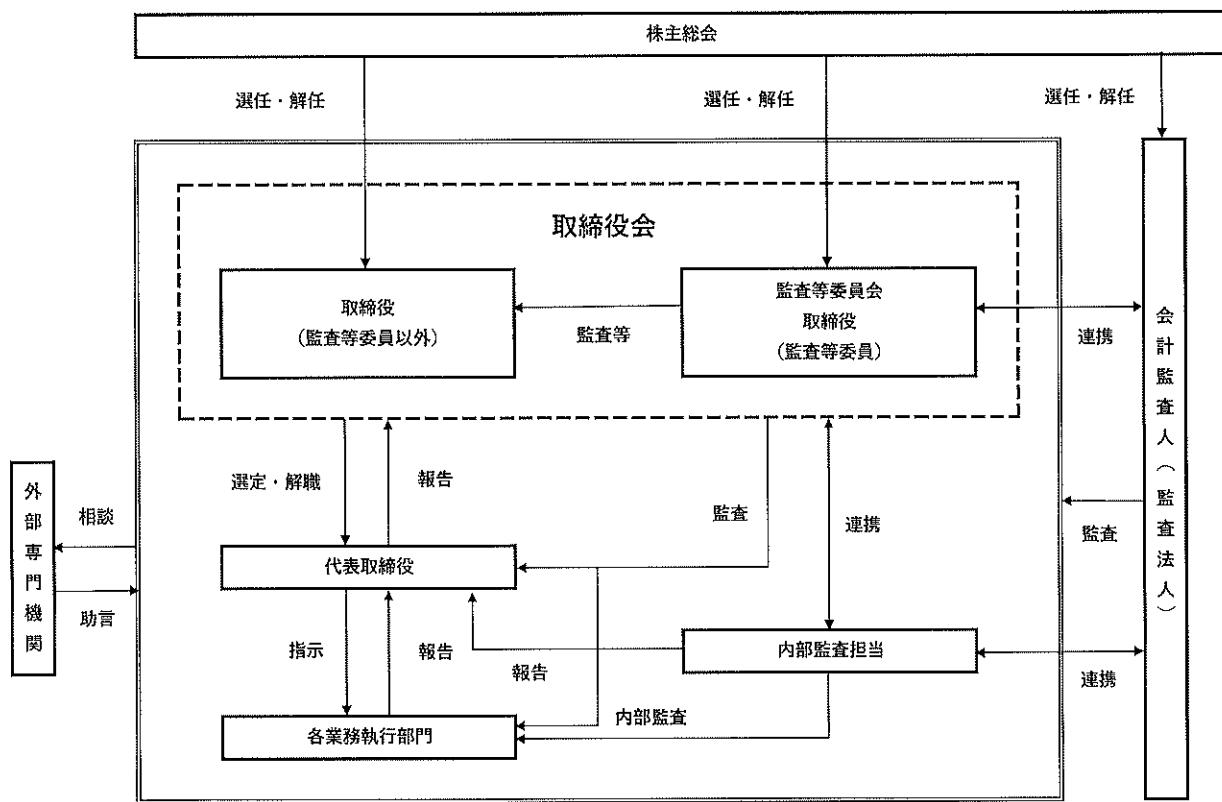
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制は下図の通りです。



【適時開示体制の概要（模式図）】

